## 佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領

制定:平成27年8月31日付け林業第969号 最終改正:令和7年6月24日付け林業第694号

#### 第1 趣旨

この要領は、県産木材の利用を拡大するため、民間木造住宅の新築費用の一部の支援等により、民間住宅等の木造化を推進するとともに、自治会公民館等の木造化や公共施設等における県産木材を使用した木製品の整備、県産木材の多角的利用を図る取組等により県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

## 第2 関係法規

事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5箇年とする。

#### 第4 事業の内容等

事業の内容及び採択基準については、別紙1のとおりとする。

## 第5 事業計画等の作成

- 1 市町長及び一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長(以下「市町長等」という。)は、別紙1に 掲げる事業を開始する前に事業実施計画承認申請書(様式第1号)及び別紙3を事業主体毎に作成 し、知事へ提出するものとする。ただし、家具・木製品開発等の支援、木育活動の支援、県産木材 のブランド化支援及びJAS認証取得費用の支援については、別に定める募集要項の提案書等の提 出をもって、事業実施計画書が提出されたとみなすものとする。
- 2 知事は、前項に基づき事業実施計画承認申請書の提出があった場合は、市町長等が作成する事業の実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、市町長等から提出された事業実施計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJAS認証取得費用の支援については、補助事業者の決定通知をもって承認したとみなすものとする。
- 3 市町長等は、別紙2に掲げる事業実施計画承認申請書の重要な変更については、変更事業実施計画書(様式第1号の附表1~4)を作成し、要綱第5条第2項に係る変更承認申請書に添付するものとする。ただし、家具・木製品開発等の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJAS認証取得費用の支援については、別に定める募集要項の変更提案書等を添付するものとする。

#### 第6 補助

県は、予算の範囲内において、第4に掲げる経費に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第7 事業実施上の手続

#### 1 木造住宅の新築

- (1) 施主は民間住宅の木造化に係る補助を申し込む場合は、使用する木材の全体予定量及び県産木 材予定量を一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長(以下「木材協会長」という。)に提出しな ければならない。
- (2) 施主は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

### 2 リフォーム

- (1) 施主はリフォームに係る補助を申し込む場合は、県産木材予定面積(現し)及び事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 施主はリフォーム完了後、県産木材面積(現し)及び合法木材の証明並びに県産木材の証明書 を木材協会長に提出しなければならない。
- 3 展示効果の高い施設の木質化
- (1) 建築主は展示効果の高い施設の木質化に係る補助を申し込む場合は、木材予定使用量及び県産 木材予定使用量並びに事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。なお、事業 の採択にあたっては、県と建築物木材利用促進協定を締結した者又は締結予定者を優先的に採択 するものとする。
- (2) 建築物が新築される場合を除き、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格 を採用し、請負契約等を締結しなければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合 は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、木材協会長に報告しなければならない。
- (3) 建築主は施設完成後、木材使用量及び県産木材使用量及び事業費が分かる資料、合法木材の証明及び県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

## 4 県産木材 P R 活動

資材等の見積もりを徴収する場合は、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低 価格を採用する。

- 5 木造公共的施設整備
- (1) 事業主体は、作成した設計書等を市町長へ提出し、設計の審査を受けなければならない。 また、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量も併せて市町長に提出しなければならない。 い。
- (2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しなければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、 その旨、市町長に報告しなければならない。
- (3) 事業主体は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。
- 6 公共施設等の木製品の導入
- (1) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。
- (2)補助対象は、県産木材のみを使用した木製品とするが、構造及び用途上、県産木材を使用できないものについては理由書を市町長に提出しなければならない。
- (3) 事業主体は木製品の導入後、合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。

### 7 家具・木製品開発等の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

- 8 木育活動の支援
  - 別に定める募集要項により実施するものとする。
- 9 県産木材のブランド化支援 別に定める募集要項により実施するものとする。
- 10 JAS認証取得費用の支援 別に定める募集要項により実施するものとする。
- 11 木育キャラバンの開催支援
  - (1) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、要綱第5条第1項(4)の規定に基づき実施する こと。
  - (2) 広く一般市民及び町民を対象とし、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の 文化への理解を深め、県産木材の良さや利用の意義について学ぶ機会を創出するイベント開催に 要する経費とすること。また、使用する木材や木製品については、努めて県産木材を使用すること。

## 第8 事業の着手

事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知(以下「交付決定」という。)を受けた後に行うものとする。

ただし、木造住宅の新築及びリフォームについては対象外とする。

#### 第9 事業の完了確認及び書類の審査等

- 1 木造住宅の新築、リフォーム、展示効果の高い施設の木質化及び県産木材PR活動は次によるものとする。
- (1) 木材協会長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか完了確認を行うものとする。
- (2) 木材協会長は、完了確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
  - ア 事業主体の完了が確認できる書類
  - イ 完了確認復命書(様式第2号)の写し
  - ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
  - エ 完成写真又は活動状況写真
  - 才 完了確認状況写真
  - カ その他確認に必要な書類
- (3)農林水産部林業課職員は、木材協会長から請求書(概算払)及び実績報告書等が提出されたときは、完了確認(必要に応じて現地調査)を行い、その結果を完了確認復命書(様式第3号)により知事へ報告するものとする。
- 2 木造公共的施設整備及び公共施設等の木製品の導入は次によるものとする。
- (1) 市町長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか完了確認を行うものとする。また、農林事務所は、市町長から要請があった場合には、市町長が適切かつ効率的な確認が実施できるよう、市町長の確認に立会し、指導・助言を行うものとする。
- (2) 市町長は、完了確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて農林事務所長に 提出するものとする。

- ア 完了確認復命書(様式第2号)の写し
- イ 事業実施設計書(図面含む。)
- ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
- 工 完了確認状況写真
- 才 完成写真
- カ その他確認に必要な書類
- (3)農林事務所長は、実績報告書等が提出されたときは、完了確認(必要に応じて現地調査)を行い、その結果を完了確認復命書(様式第3号)により知事へ報告するものとする。
- (4) 市町が事業主体となる場合は、第9の3に準ずるものとし、第9の3(2) アの事業主体の完了が確認できる書類として事業実施計画書(図面を含む。)を添付するものとする。
- 3 家具・木製開発等の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJAS認証取得費用 の支援は次によるものとする。
- (1) 林業課長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか完了確認を行うものとする。
- (2) 林業課長は、完了確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
  - ア 事業主体の完了が確認できる書類
  - イ 完了確認復命書(様式第2号)の写し
  - ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
  - エ 完成写真又は活動状況写真
  - 才 完了確認状況写真
  - カ その他確認に必要な書類
- 4 木育キャラバンの開催支援は次によるものとする。
- (1) 市町長は、事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて農林事務所長に提出するものとする。
  - ア 完了確認復命書(任意様式)の写し
  - イ 契約書、見積書等の写し
  - ウ 完了確認状況写真
  - エ 事業実施時の状況写真
  - オ 事業効果がわかる資料 (※アンケート調査結果など)
  - カ その他確認に必要な書類
- (2)農林事務所長は、実績報告書等が提出されたときは、完了確認(必要に応じて現地調査)を行い、その結果を完了確認復命書(様式第2号)により知事へ報告するものとする。

#### 第10 関係書類の整備

事業主体の長は、別紙4に掲げる書類を整備しておくものとする。

#### 第11 施設等の管理

1 管理主体(原則として事業主体とする。以下同じ)は、事業により設置した施設等については、 事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。

ただし、木造公共的施設整備及び公共的施設等の木製品の導入以外の区分は対象外とする。以下同じ。

2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更

年月日等を記載した台帳を備えるものとする。

- 3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに 努めるものとする。
  - (1)目的
  - (2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等
  - (3) 施設の所在(設置場所)
  - (4) 管理責任者
  - (5) 利用者(使用者)の範囲
  - (6) 利用方法(使用方法)に関する事項
  - (7) 施設の保全及び償却に関する事項
  - (8) その他管理に必要な事項
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等をしようとする場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

## 第12 事業看板等の設置

事業主体は、事業完了後遅滞なく、次のとおり事業看板等を設置しなければならない。

- (1) 展示効果の高い施設の木質化については、県産木材を使用した旨を施設の見やすい箇所に標示するものとする。
- (2) 木造公共的施設整備については、事業名や導入年度等を明らかにするための看板等を施設の見やすい箇所に設置するものとする。
- (3)公共施設等の木製品の導入における学童用机・椅子以外については、県産木材を使用した旨を木製品に標示するものとする。

## 第13 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類のうち、木造公共的施設整備、公共的施設等の木製品の導入及び木育キャラバンの開催支援に係るものについては所轄農林事務所を経由して林業課へ提出することとする。

### 第14 補 則

この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成27年度の事業から適用する。
- 2 この要領は、平成27年12月8日から適用する。
- 3 この要領第4の別紙1の木造住宅の整備及び木造公共的施設整備の採択基準に掲げる「外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること」については、平成28年度の事業から適用する。
- 4 この要領は、平成29年度から適用する。
- 5 この要領は、平成30年度から適用する。
- 6 この要領は、平成31年度から適用する。
- 7 この要領は、令和2年度から適用する。
- 8 この要領は、令和3年度から適用する。

- 9 この要領は、令和4年度から適用する。
- 10 この要領は、令和5年度から適用する。
- 11 この要領は、令和6年度から適用する。
- 12 この要領は、令和7年度から適用する。

(別紙1)

(別紙1)		
区 分	事業内容	採択基準
1 木造住宅の新築	木造住宅を新築する 場合に経費の一部を補 助	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する住宅の建築主とする。 (1) 県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。 (2) 構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く)の内、土台、柱(間柱を除く。)、 横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂 木類)の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。か つ、内装又は外装又は内外装に県産木材を10㎡以上使用すること。
		<ul><li>(3) 佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅であること。</li><li>(4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。</li><li>(5) 補助住宅に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅であること。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅とする。</li><li>(6) 県税に未納がないこと。</li></ul>
		・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合 は、その補助制度に併用制限がないこと。
2 リフォーム	住宅又は非住宅をリ フォームする場合に経	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する住宅又は店舗や事務所等の非住宅の リフォームの施主とする。
	費の一部を補助	(1) 県内に自ら又は家族が居住するための住宅(賃貸を除く。)、もしくは県内にある非住宅にかかるリフォーム(改築、増築、修繕、模様替え等)であること。ただし、以下については対象としない。
		<ul><li>事業費が500千円未満の工事</li><li>公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事</li><li>新築工事</li></ul>
		・ その他の補助制度を利用する場合等で、知事が対象リフォーム工事に含めることが 適当でないと認める工事及び補助金の交付に含めることが適当でないと認める費用
		<ul> <li>(2) 内装又は外装又は内外装に県産木材を現しとして20㎡以上使用すること。</li> <li>(3) 佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅等であること。</li> <li>(4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。</li> <li>(5) 補助に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅等であること。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅等とする。</li> </ul>
		(6) 県税に未納がないこと。 ・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
		・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
3 展示効果の高い 施設の木質化	展示効果の高い施設 の木質化に要する経費	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する展示効果の高い施設の木質化の建築 主とする。
	の一部を補助	(1) 補助事業者が佐賀県内で運営又は管理する施設であること。 (2) 国及び地方公共団体以外の者が整備する施設であって、多くの人々が利用する展示効果の高い民間施設であること。
		(3) 商業施設(店舗、コンビニエンスストア等)、飲食施設、観光施設(ホテル、旅館等)、金融機関、病院、幼稚園、保育園等の施設の内装又は外装又は内外装の木質化であること。ただし、以下については対象としない。
		<ul><li>事務所や倉庫、作業場など利用者が特定の者に限られる施設</li><li>宗教的活動又は政治的活動の用に供する施設</li><li>公序良俗に反する使用に供する施設</li></ul>
		<ul> <li>公共工事の施工に伴う補償費の対象となる施設</li> <li>その他知事が対象工事に含めることが適当でないと認める施設</li> <li>(4) 当該補助事業の木質化に係る総木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用</li> </ul>
		すること。 (5) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (6) 県産木材である旨を施設に標示すること。また、県が行う県産木材利用の普及を目的
		とした情報発信等の取組に協力すること。 (7) 県税に未納がないこと。
		(8) 施設の内装又は外装又は内外装の木質化に係る他の補助制度を利用していないこと。 ・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排 除すること。
4 県産木材 P R 活動	県産木材を使用した 住宅見学会、家の材料 となる木を見(伐り) にいくツアー、SNS	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する県産木材PR活動を行う大工・工務店・設計事務所とする。 (1) 佐賀県産木材地産地消の応援団に登録していること。
	による情報発信等に係る経費の一部を補助	(2) PRする木造住宅等には県産木材を使用していること。 ・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排 除すること。
5 推進事務	区分1~5に関する 広報、事業者の公募・ 審査、補助金の交付決 定・確定審査・支払等 を行うために要する経 費を補助	・人件費、旅費、使用料及び賃借料、需要費、役務費、委託料、その他必要となる経費を対象とする。

(別紙1)

(別紙1)	Alle II.	les try 440 NAL
区     分       6     木造公共的施設	事業内容 自治会等が整備する	採 択 基 準・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する木造公共的施設を整備する自治会等
b 不适公共的施設整備	日治会等が整備する公共的施設の木造化を	・
	行う場合に経費の一部 を補助	(1) 構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く)の内、土台、柱(間柱を除く。)、 横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂 木類)の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。か つ、内装又は外装又は内外装に県産木材を10㎡以上使用すること。
		(2) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 ・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合 は、その補助制度に併用制限がないこと。
		・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
7 公共施設等の木 製品の導入	公共施設等における 木製品(机・椅子(教 卓、戸棚、本棚、テー	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する木製品とする。 (1) 市町、自治会及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条 に掲げる施設を整備した者及びその他知事が認める者が管理する公共施設等に導入す
	ブル、ベンチなどの備付けの木製品)、玩具	る木製品であること。 (2) 原則として県産木材のみを使用した製品であること。ただし、家具の脚部等、構造お
	等)の導入を行う場合 に経費の一部を補助	よび用途上、県産木材を使用できないものについては、知事に理由書 (様式は任意) を提出し認められた製品であること。
		(3) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (4) 常設し、施設利用者や生徒など多くの者が利用する製品であること。 (5) 学童用机・椅子、教卓については、県内で組み立てを行った製品であること。
		・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合 は、その補助制度に併用制限がないこと。
0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
8 家具・木製品開 発等の支援	家具や木製品等の開発	・補助金交付対象は、次の各号のいずれかに該当する経費とし、別に定める募集要項に基 づき提案された内容を審査し、採択するものとする。
	及び利用促進に係る経 費の一部を補助	(1) 県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び利用促進のために係る経費であるこ
	NAME OF THE PARTY	(2) 開発した木製品の販路拡大のための展示会への出展等に係る経費であること。 ・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合
		は、その補助制度に併用制限がないこと。
		・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
9 木育活動の支援	県産木材の良さやそ の利用意義について普 及・啓発する木育活動	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する活動とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。
	や、木育指導者育成に要する経費の一部を補助	<ul><li>(1) 広く一般県民を対象とした活動であること。</li><li>(2) 木材や木製品との触れ合いを通じて木材へ親しみや木の文化への理解を深め、県産木材の良さや利用の意義について学ぶ機会を創出する活動であること。もしくは、その活動を推進する木育指導者を育成する活動であること。</li></ul>
		・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合 は、その補助制度に併用制限がないこと。
10 11 7 1.11 0	旧事亦居力工业之子	・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
10 県産木材のブランド化支援	県内の優良木材をブランド化し、優良材の産地化を図る取組に要	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当する取組とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 (1) 県内の優良木材をブランド化し、優良材の産地化を図る取組であること。
	する経費の一部を補助	(1) 県内の慢長不材をプラント化し、慢長材の産地化を図る取組であること。 (2) 一般流通材と差別化を図り、高付加価値化を図るため、県内の優良木材の特性を明ら かにし、広く一般県民に対して優良木材をPRする取組であること。
		・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合 は、その補助制度に併用制限がないこと。
		・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
11 JAS認証取得 費用の支援	JAS認証の取得及 び維持に係る経費の一	・補助金交付対象は、次の各号のいずれかに該当する経費とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。
	部を補助	<ul><li>(1) JAS認証取得のために係る経費であること。</li><li>(2) JAS認証の維持に係る経費であること。</li></ul>
		・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合 は、その補助制度に併用制限がないこと。
		・補助対象経費に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、別紙5に基づきこれを排除すること。
12 木育キャラバンの開催支援	市町が木育推進を図るイベント(木育キャラバン)を開催する経費の一部を補助	・補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 広く一般市民及び町民を対象とした活動であること。 (2) 木材や木製品との触れ合いを通じて木材へ親しみや木の文化への理解を深め、県産木 サの良さの利用の発着について学び機合を創出する人がよりであること。
	NA THE IIIIAN	材の良さや利用の意義について学ぶ機会を創出するイベントであること。 (3) 使用する木材や木製品については、努めて県産木材を使用すること。 (4) 事業効果がわかる資料(※アンケート調査結果など、様式は任意)を実績報告時に提
		出すること。 ・補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
		1997 CO JIBANINA CAL CCO

## (別紙2)

## 事業計画の変更を伴う事項

区分	重要な変更
<ol> <li>木造住宅の新築</li> <li>リフォーム</li> <li>展示効果の高い施設の木質化</li> <li>県産木材PR活動</li> <li>推進事務</li> <li>木造公共的施設整備</li> <li>公共施設等の木製品の導入</li> <li>家具・木製品開発等の支援</li> <li>木育活動の支援</li> <li>県産木材のブランド化支援</li> <li>JAS認証取得費用の支援</li> <li>木育キャラバンの開催支援</li> </ol>	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事様

住所

(ふりがな)

氏 名

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
  - 2 法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先 を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことがで きる場合は、この限りでない。

## (別紙4)

- 1 会計関係書類
- (1) 金銭又は現金出納簿
- (2) 収入・支出整理簿
- (3) 負担金(賦課金)明細·徵収原簿
- 2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等

## 3 契約関係書類

入札顛末書、請負(委託)契約書、施工写真(成果品)、工事打合簿、合法木材証明書(県内の合法木材認定事業体が発行)、県産木材生産履歴証明書(さがの木流通管理センターが発行)、管理規程(下記参照)等

4 台帳関係

財産管理台帳

- 5 管理規程
  - 1 目的
  - 2 施設の種類、構造、規模、形式等
  - 3 設置場所
  - 4 管理責任者
  - 5 利用者(使用者)の範囲
  - 6 利用方法(使用方法)に関する事項
  - 7 施設の保全及び償却に関する事項
  - 8 その他管理に必要な事項
- 6 その他、別紙5に関する書類

## 補助事業における利益等排除

## 1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1)補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社(補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式 及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及 び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の 会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

## 2 利益等排除の方法

(1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格を もって補助対象額とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告 (単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利 益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格か ら利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

#### 3 資料の提出

- (1) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するための根拠資料を示すこと。
- (2) 利益率により算出する場合は、損益計算書等を示すこと。
- (3)必要に応じてこれらの書類の写しを提出すること。

 番
 号

 年
 月

 日

佐賀県知事様

市町長等名

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施計画承認申請書

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第5の1の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

(様式第1号の附表1)

作成年度	年度
補助事業者名	

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業 (変更)事業実施計画書 (様式第1号の附表2)

# 第2. 事業実施計画

# 1 区分ごとの事業費等

(単位:円)

	年度							
区分	数量	事業費	経	費内	訳			
	数 里 	尹 未 負	補助金	市町	その他			
1.木造公共的施設整備	棟							
2. 公共施設等の木製品の導入	セット							
3. 木育キャラバンの開催支援	式							
合 計	_							

(注)

1 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段)で記載すること。

### (様式第1号の附表3)

1 木造公共施設等整備の詳細

					木材使用量(m³)			内装又は 外装の県 産木材	マは の県 延床面積 事業費	事業費	経費内訳 (円)							
整備年度	施 設 名	事業箇所	事業主体名	整備内容	全	体	主要構造材	うち県産木材	県産木材 使用率 (%)	産木材 (m³)	(m²)	(円)	補助金	市	町	その他	備	考
合 計																		

(単位:円)

(注)

- 1 施設毎に事業費の内訳が分かる資料(概算見積書等)を添付すること。
- 2 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段)で記載すること。

2 公共施設等の木製品の導入

整備年度	施 設 名	事業箇所	事業主体名	整備内容	古 光 弗		経費内訳		備	考
<b>登</b> 佣 干 及	旭 砇 石	尹未固別	尹未土平石	<b>登</b> 拥 四 谷	事 業 費	補助金	市町	その他	1)用	45
合 計										

(注)

- 1 整備内容については、木製品の種類を記載すること。
- 2 施設毎に事業費の内訳が分かる資料(概算見積書等)を添付すること。
- 3 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段)で記載すること。

/ 124	_D. A-A-	П -	H/I
(秣	式第1	号の	附表

4)

区分: (木造住宅の新築、リフォーム、展示効果の高い施設の木質化、人工乾燥木材生産支援、 県産木材PR活動、推進事務、木育キャラバンの開催支援)

1	事業の目的	(変更の理由)
_	# <b>7</b> ~ '   H   J	

## 2 事業計画の内容

(1) 実施内容

開催時期	実施内容(回数等)	備考

(2) 事業経費

	名	称	補助対象経費	算出基礎	補助金	備考
L						
	合	計				

※消費税を除いた金額を補助対象経費(ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む)とし、補助金額は千円未満切捨てとする。

- 3 添付資料
- ① 見積書等
- ② 別紙 (誓約書)

# 完了確認復命書

様

令和 年 月 日に令和 年度佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業 の完了確認を実施しましたが、その結果は別添のとおりでした。

令和 年 月 日

(確認者)

## 完了確認調書

## (1) 事業の概要

事業区分	施工方法	
事業主体	交付決定日	
施工箇所	事業着手日	
事業内容・数量	事業完了年月日	
事業費	支払完了年月日	
補助金額	完了確認年月日	

※施工方法:自社施工、直営、委託、請負など

※事業着手日は、委託・請負等に係る契約日、物品購入等に係る発注日等を記入する。 なお、実施要領別紙1の区分1及び2においては、記入不要とする。

## (2) 確認関係者

確認者	職・ 氏名	
事業主体	職· 氏名	

## (3) 確認内容

①備付帳簿類に関する事項(実績報告書及び別紙4の関係書類について確認を行った。)

②総評

# 完了確認復命書

様

令和 年 月 日に (補助事業者) の令和 年度佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業の完了確認を実施しましたが、その結果は別添のとおりでした。

令和 年 月 日

(確認者)

## 完了確認調書

## (1) 事業の概要

事業区分	施工方法
事業主体	交付決定日
施工箇所	着手年月日
事業内容・数量	補助事業の 完了年月日
補助事業に 要した経費	支払完了年月日
補助金額	完了確認年月日

<sup>※</sup>支払完了年月日は、補助事業に要した経費の支払いが完了した年月日を記入する。

## (2) 確認関係者

県	職・ 氏名	
補助 事業者	職・ 氏名	

## (3) 確認内容

- ①備付帳簿類に関する事項(実績報告書及び別紙4の関係書類について確認を行った。)
- ②総評